

西脇市の「休日の学校部活動の
地域展開」に関する基本方針（案）

令和 7 年（2025 年） 月
西脇市教育委員会

1 策定趣旨

これまで、学校部活動は、参加する生徒にとって、スポーツ・文化芸術等の活動を通して、教科等の学習とは異なる集団での経験や人間形成、豊かな学校生活を実現する場として重要な役割を担ってきました。

一方で、現在は全国的に少子化が進み、本市でも各学校単位での部活動維持が困難となり、活動、指導経験のない教職員が部活動の指導をせざるを得ない状況下で、生徒の多様なニーズに応じた指導が難しくなっています。

また、学校部活動が「学校の業務だが必ずしも教師の担う必要のない業務」として中教審答申で位置づけられたものの、長時間労働の要因の一つとなっているこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より厳しくなっています。

文部科学省（スポーツ庁・文化庁）では、これらの課題を解決するため、少子化が進む中でも生徒にとってよりよい活動環境を構築するため、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間とし「中学校部活動のうち、休日の活動について段階的に地域展開していく」という方針を示しています。

兵庫県においても、子どもたちが身近で継続して活動できる環境づくりを目指し、学校と地域社会が連携のもと、学校部活動の地域展開に向けた総合的・計画的な取組等を進めるために「兵庫県部活動地域展開推進計画」を策定されました。

本市においても、子どもたちが様々なスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を継続的に確保していくにあたり、まずは休日に行っている学校部活動の現状や課題を整理し、部活動のもつ役割を継承しながら、段階的な休日の地域における活動の実現に向けた施策を計画的に進めていくため、本方針を策定します。

なお、国や県の指針・方針の改定、次期学習指導要領の改訂により、方針を見直す可能性があります。

2 基本方針

- (1) 休日におけるすべての学校部活動を、令和9年度末までに地域における活動に移行することを目指します。
- (2) 平日の学校部活動については、本市部活動ガイドラインや各中学校の部活動に係る活動方針に則り実施しつつ、地域展開の早期実現を目指します。
- (3) すべての中学生を対象とし、通学する中学校に関わらず、自分の興味関心に応じて地域における活動を選択し、参加することができます。また、複数の地域における活動に参加することができます。

ます。なお、地域における活動への参加は生徒の自由意思によるものであり、参加しなくても問題はありません。

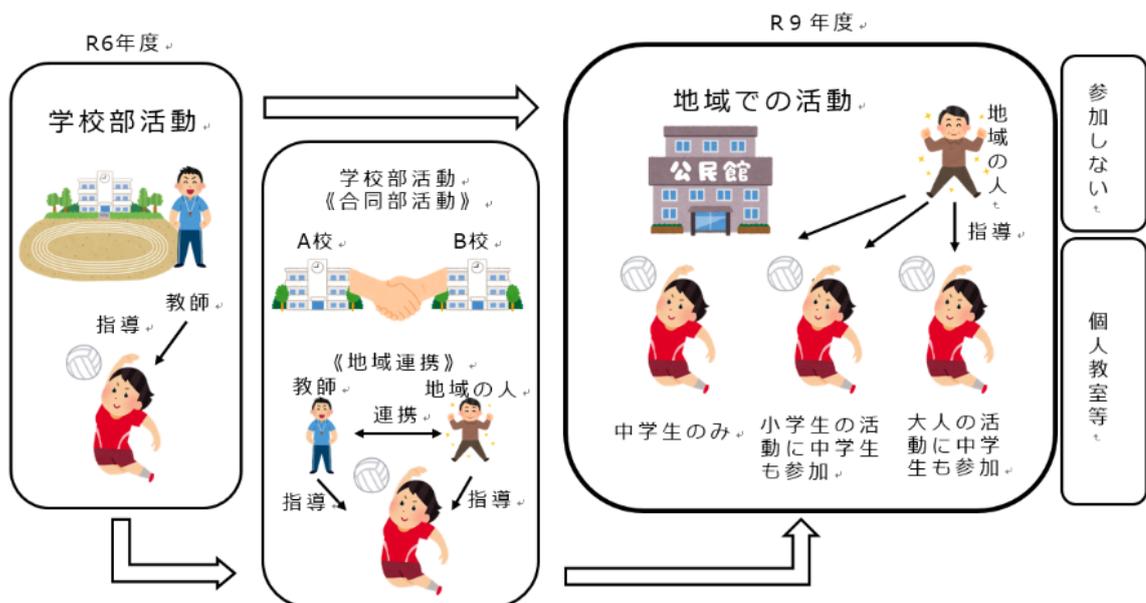
3 目指す姿

- (1) 中学生がスポーツや文化芸術活動に継続して活動できる環境をつくれます。
- (2) 学校の働き方改革を推進します（休日の学校部活動において、兼職兼業等により指導を望む場合を除き、教職員が従事しなくてもよい環境づくりを目指す。）。
- (3) 学校と地域が連携し、地域のスポーツ・文化資源を最大限に活用しながら、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を推進します。
- (4) 将来的には、地域に持続可能で多様なスポーツや文化芸術活動の環境を整備し、中学生に多様な体験機会を確保します。地域全体でスポーツや文化芸術活動に親しめる社会の実現を目指し、地域子どもたちは、学校を含めた地域で育てます。
- (5) より多くの地域の方々とともに、生徒の居場所の一つとなる環境をつくれます。

4 地域展開のイメージ

休日においては、学校が主体となっていて行われている部活動が、令和9年度には、地域が主体となっていて行われる活動に変わります。

R9年度における中学生の活動イメージ（休日）

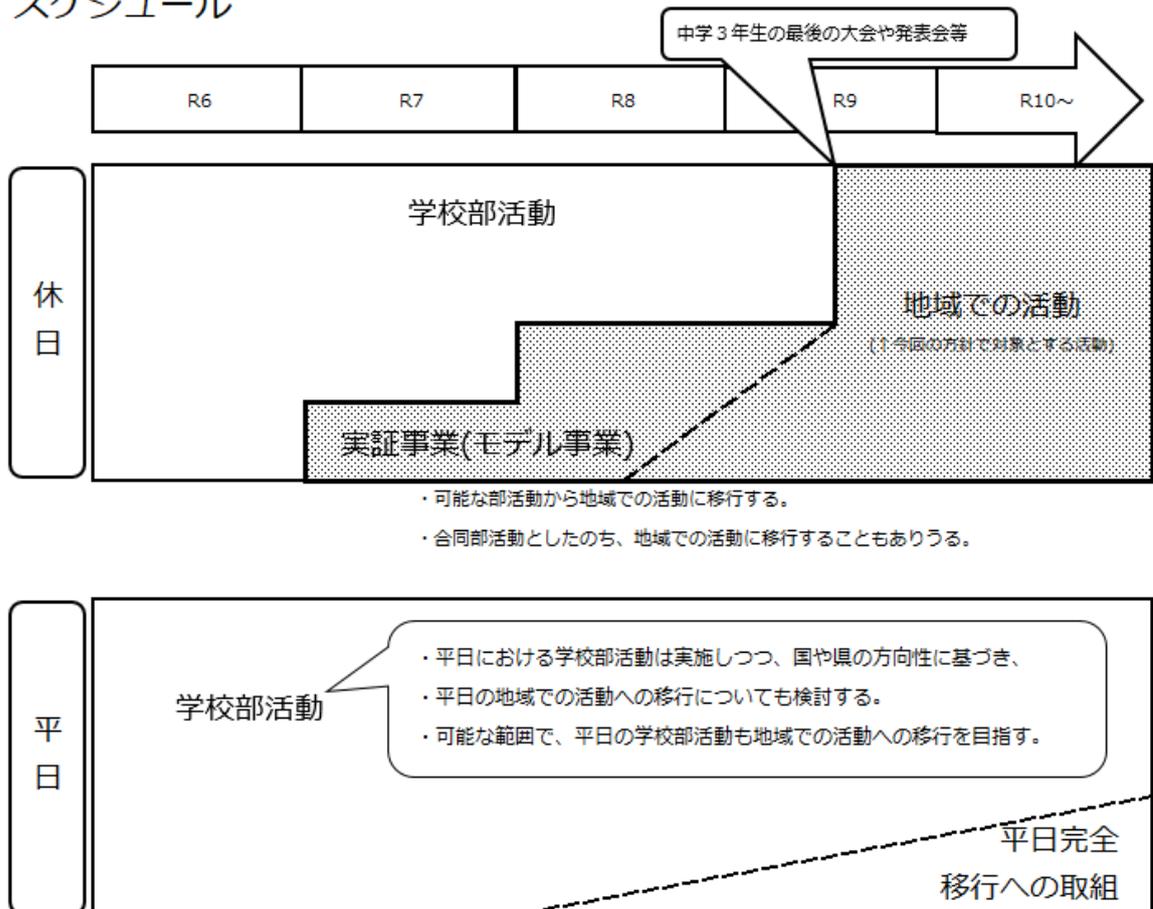


5 スケジュール

令和9年度の中学3年生の最後の大会や発表会等が終われば、休日は学校の部活動が無くなり、代わりに地域における活動が主体となります。

平日における学校部活動は実施しつつ、地域における活動への移行の早期実現を目指します。

スケジュール



6 地域における活動について

(1) 適切な指導の実施

- ア スポーツ・文化芸術団体等は、生徒の多様なニーズに応えられる指導者の養成や資質向上の取組を進めます。
- イ 地域における活動の運営団体は、指導者に対して参加者の心身の健康管理、事故防止等に十分に留意させるとともに、体罰・ハラスメントを伴う指導方法について根絶することを徹底させます。
- ウ スポーツ・文化芸術団体等は、指導者に暴力等の問題となる行動が見られた場合の対応について、自ら設ける相談窓口のほか、J S P O（公益財団法人日本スポーツ協会）等の統括団体が設ける相談窓口を活用し、公平・公正に対処します。別の第三者が相談を受け付け、各競技団体等と連携しながら対応する仕組みも必要に応じて検討します。
- エ 地域における活動の指導者は、中学生の多様なニーズに対応できる指導を目指します。また、生徒及び保護者と十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習防止や合理的かつ効率的な練習の積極的な導入を行います。さらに、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得し、指導に当たります。

(2) 指導者の確保

- ア 地域における活動の運営団体・実施主体は、スポーツ・文化芸術団体等の地域指導者のほか、部活動指導員となっている人材の活用、退職教職員、教職員等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生・高校生や保護者、地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保します。
- イ 市及び地域における活動の運営団体・実施主体は、生徒が優れた指導者から指導を受けられるよう、必要に応じICTを活用した遠隔指導ができる体制を整えます。
- ウ 市は、スポーツ・文化芸術団体の協力や県人材バンクの活用等を進め、地域における活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援します。

(3) 教職員等の兼職兼業

- ア 市は、地域における活動での指導を希望する教職員等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、教育委員会とともに規程や運用の改善を行います。

イ 教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教職員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教職員等の健康への配慮など、事前に学校長へ学校運営に支障がないことの確認等も含め、検討して許可します。

ウ 地域のスポーツ・文化芸術団体等は、教職員等を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教職員等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等をふまえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意します。

エ 市及び地域における活動の運営団体・実施主体は、教職員が兼職兼業により地域における活動の指導者となる場合、事故が起こった場合の賠償責任を負う可能性があることや、許可手続きの必要性等、十分に説明を行います。

(4) 活動内容

ア 地域における活動の運営団体・実施主体は、競技や大会志向の活動の場を確保するだけでなく、将来的には、活動を通じて「楽しさ」や「喜び」を感じることができるレクリエーション活動など、生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて段階的に確保します。

イ 地域における活動の運営団体・実施主体は、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ、総合型地域スポーツクラブなど他の世代向けに設置されている活動に生徒が参画できるようにします。

ウ 地域における活動の運営団体・実施主体は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に対して周知します。

(5) 適切な休養日等の設定

ア 休日は、原則として土曜日及び日曜日のいずれか1日を休養日とする。大会参加等で両日も活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。

イ 地域行事への参加や定期試験前後の一定期間等、休養日を設定します。

ウ 1日の活動時間は、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則3時間程度までとし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行います。

エ 地域における活動の運営団体・実施主体は、休養日及び活動時間を設定するにあたり、生徒が所属する学校等と活動計画の情報共有を図り、円滑な活動を推進します。

オ 活動時間には、会場への移動や準備、片付け等は含みません。

(6) 活動場所

ア 地域における活動の運営団体は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校等も活用します。

イ 市は、地域における活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりを行います。

(7) 会費の設定と負担軽減

ア 地域における活動の運営団体・実施主体は、地域における活動に係る経費（指導者報酬、保険料等）について、持続可能な活動とする観点からも受益者負担とし、可能な限り低廉な会費を設定します。

イ 市は、地域における活動における施設使用料を低廉な利用料とするとともに、経済的に困窮する家庭の生徒の地域における活動への参加費用の支援等に向けた取組を進めます。

ウ 送迎が必要な場合は、原則として保護者が行うこととします。

エ 市は活動に必要な費用に対する参加者負担を軽減するために、地域における活動の創設に係る費用の支援について検討します。

オ 市は、地域における活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援を受けられる体制の整備や、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。その際、企業からの寄附等を活用した基金の創設や、企業版ふるさと納税の活用等も検討します。

(8) 保険の加入

ア 地域における活動は、学校の管理下ではない活動となるため、(公財)日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象外となります。そのため、地域における活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、怪我等を補償する傷害保険や個人賠償責任保険等に加入するよう促します。

(9) 学校との連携

- ア 地域における多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めます。
- イ 地域における活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図ります。
- ウ 関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行います。
- エ 学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障します。
- オ 兼職兼業により指導に携わる教職員の知見も活用します。
- カ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにします。

(10) 運営団体の整備

- ア 市は、関係者の協力を得て、地域における活動の運営団体・実施主体の整備充実を支援します。
- イ 運営団体・実施主体は、総合型地域スポーツクラブ等や文化芸術団体等に加え、地域学校協働本部や保護者会、同窓会、複数の学校の運動部・文化部が統合して設立する団体など、学校と関係する組織・団体も想定します。
- ウ 市が運営団体となることも想定されます。
- エ 運営主体・実施主体は、地域におけるスポーツ・文化芸術団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図ります。